**松田町におけるケアマネジメントに関する基本方針**

令和２年４月　松田町福祉課

１．策定の趣旨

本町では、高齢者等に対する施策を総合的、体系的かつ計画的に推進するために、松田町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、すべての町民が、高齢になり介護が必要になっても、安心して過ごすことができるよう、また高齢者一人ひとりが自らの意思で老後の生活スタイルを選択・判断できるよう、それぞれが誇りをもって自分らしく生きることができる社会をつくるためさまざまな観点からの施策を講じています。

平成２９年６月には地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行となり、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組みの推進等が定められました。

そこで、介護保険の基本理念に基づき、ケアマネジメントとは高齢者の自立支援、重度化防止及び生活の質（QOL）の向上に資するものと定義し、ケアマネジメントのあり方を本町と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員とで共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、よりよい介護保険制度の運営を図るため、ケアマネジメントに関する基本方針を策定します。

２．法の理念の遵守

介護保険制度は「尊厳の保持」と「自立支援」を基本理念としています。

「尊厳の保持」とは、高齢者等が自らの意思に基づいた生活を継続できること、本人の自己決定が尊重されるものであります。高齢者等が自ら、住まいや必要な支援・サービス、看取りの場所等を選択する社会のあり方とも言えます。

高齢者等の自己決定には、その本人を取り巻く環境も大きく影響を与えます。環境が整っていなければ、自己決定ができません。このため、「尊厳の保持」には、その意思を尊重するための支援体制と、適切な情報提供、意思決定支援が必要になります。

また、「自立」には、

・介護が必要になっても自分でできることを可能な限り維持し、増やしていく（身体的

自立）

・人の暮らしに不可欠な、地域とのつながりや他者との交流や活動を大切にした暮らし

をする（社会的・精神的自立）

・必要に応じ、社会保障の機能を発揮させつつ、経済的な継続性を保つ（経済的自立）

等の自立があります。

利用者が適切な情報提供や支援を通じて自己選択・自己決定ができる環境を整え、ケアマネジメント機能を活用して、利用者の意思決定を支え、状況に応じた身体・精神・社会・経済等の側面から総合的に「自立支援」をすることが求められます。

【参考】介護保険法（平成９年法律第123号）（抜粋）

（目的）

第１条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

更に、介護給付のあり方として、法では以下の方針が示されています。

・個々の利用者の状況に応じた個別性が高いものであること、かつ利用者自身が主体的に選択・決定すること

・特定のサービスや事業所、施設の偏りなく幅広い選択肢の中から、利用者にとっても最も効果的、効率的なサービスが提供されること

・利用者が住み慣れた居宅において、自立した生活を営むことができるよう、利用者の有する能力に応じた支援が行われること

【参考】介護保険法（平成９年法律第123号）（抜粋）

（介護保険）

第２条　介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

２　前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

３　第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

４　第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

　以上の理念を理解し、遵守しながら、ケアマネジメントに取り組むものとします。

３．居宅介護支援に関する基本方針

松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 （平成30年条例第３号）において、下記のとおり、基本方針及び指定居宅介護支援の基本取扱方針を定めています。

（基本方針）

第３条　指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第１４条　指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４．介護予防支援に関する基本方針

松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例において、下記のとおり、基本方針及び指定介護予防支援の基本取扱方針を定めています。

（基本方針)

第４条　指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

４　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（指定介護予防支援の基本取扱方針）

第３２条　指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

５．ケアプラン点検について

本町では介護給付費適正化事業として、居宅介護支援事業者を対象としたケアプラン点検を行います。

ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかどうかを、基本となる事項について町職員と介護支援専門員が協働で確認し、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り、自立支援に向けて適切な給付が行われることを支援することを目的として実施しています。

ケアプラン点検で、介護が必要になった方が可能な範囲で自分らしい生活や、その方が望む生活ができるような「自立支援に資するケアマネジメント」が実施できているかを確認することにより、介護支援専門員の「気づき」が促され、介護支援専門員の資質向上につながります。